**ミャンマーからのブランドの責任ある事業撤退の枠組み原則**（注1）

注1）ブランドは、国際基準に従ってサプライチェーンで効果的な人権デュー・ディリジェンスを実施することがもはやできないという自らの評価に基づき、特定の市場からの責任ある撤退を決定するにあたって、この原則を検討することができる。

**背景**

2021年2月にミャンマーで軍事クーデターが発生してから、国際的な衣料ブランドは、自社製品の原産地として同国に依存し続ける方針を厳格に審査されている。インダストリオール・グローバルユニオンと現地加盟組織IWFMなど、一部のステークホルダーはブランドに撤退を求めている。しかし、倫理的貿易イニシアティブ（ETI）のメンバーは、この要求を認識および尊重するだけでなく、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）ならびに多国籍企業に関するOECD指針に基づく自らの義務も意識して、ETIの支援を要請した。それに応じて、UNGPsの強化されたデュー・ディリジェンス要件に沿って、ETIはクーデター後のミャンマーにおける衣料部門の責任ある企業行動の見通しに関する独自の研究を委託した。この研究の委任事項は、UNGPsとOECD指針の視点からブランドに選択肢を示すことだった。研究の結論に基づいて提示された選択肢の1つは、ミャンマーからの責任ある撤退を検討することだった。

**序文**

次に必要な措置は、この文脈において「責任ある撤退」の意味を定義することである。そこで、この枠組みはOECD責任ある企業ユニットの指導下で、同ユニットの技術的情報により、本稿執筆時点の基本的条件に基づき、ミャンマーからの責任ある撤退を検討するにあたって衣料ブランドに適用される原則のリストを示している。この文書はインダストリオール・グローバルユニオンの同意を得ている。他の既存文書も参考にした。すなわち、ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重および救済」枠組みの実施、OECD多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス、工場レベルの労使関係の分野における他の有用な既存文書（行動・協力・転換（ACT）で作成された文書など）である。

最終的には、ブランドがミャンマーへの参画を継続するか否かについて一方的に決定する。関連する競争/反トラスト法に従って、そのような撤退があるかどうか、いつあるかについて合意する意図を持ってブランド間で協議することはない。この文書の意図は、ブランドがミャンマーからの撤退を選ぶ場合のみ、そのような撤退が「責任ある」とみなされるにはどのようなものであるべきかの枠組み案を定めることである。

各ブランドはミャンマーからの調達を続ける限り、主なステークホルダーと協議して継続的なデュー・ディリジェンス・プロセスを実施し、特に工場レベルの状況だけでなく、労働権の救済・保護への労働者のアクセスに影響を及ぼすかもしれない国家的状況にも注意を払うものとする。

以下に示す枠組みは網羅的なものではなく、その目標は「責任ある」とみなせるように撤退を立案・実施する原則を提示することである。このガイダンスは企業に、あらゆる利用可能な手段を用いて最善を尽くしながら本原則に従うと同時に、この文書がまさに必要となるのが次のような場合であることを認識するよう助言している。（i）ミャンマーから調達しているブランドの管理の枠外にある外部要因に起因する場合、（ii）現在の状況が、列挙されたすべての原則を達成するブランドの能力を妨げるかもしれない場合。

*撤退決定*

●ブランドは、ミャンマーからの撤退を取り巻く状況の透明性を確保するために、インダストリオールと特定のコミュニケーション経路を確立し、同国における現在の活動範囲、撤回の理由、その影響を最小限に抑えるための計画などを共有する。これには、撤退決定の撤回をもたらす可能性のある状況の検討を含めるべきである。

●ブランドは、新規発注を停止すると同時に、すべての既存の商業的義務を完了できるようにする。関連する商業的義務は、インダストリオール/IWFMおよび（適切な場合には）他のステークホルダーとの協議で策定される撤退計画に盛り込むべきである。

*撤退の準備*

●ブランドは、実行可能な撤退計画を立案し、以下を取り上げる。

　○工場レベルでのミャンマーからの撤退に関するタイムフレーム（ブランド公認工場で製造されるすべての商品の最終発注予想や最終出荷予定日など）

　○すべての注文が満たされるまでのミャンマーでの継続的または強化されたデュー・ディリジェンス活動

　○ブランドに対する工場の全体的依存度の分析（季節変動を考慮）

●ブランドは、関連する第三者と国内・国際レベルで協議し、この計画の作成・実施のための情報を得る。

●OECD指針に沿って、この部門の労働者を代表している組合は、情報を提供したり協議したりすべき重要グループである。この文書の作成は衣料部門に焦点を当てた活動に基づいているため、これは、ブランドが自社の計画をインダストリオール・グローバルユニオンと共有すべきであり、他の関連ステークホルダーとの共有も選択できることを意味する（注2）。

注2）各ブランドは、情報を共有できるようにするために必要な特定の秘密保持取り決めを決定する。これには、撤退の決定に関連する先行の対話の内容が含まれる。

*撤退計画の実施*

●最低限、ブランドは、これらの注文品の生産中に使用者が、ミャンマーの法律とブランドの行動規範、ならびに国際労働基準と関連労働協約の範囲内で、ミャンマーの現在の状況において可能な限り、労働者の権利に対する撤退の影響を確認、防止、停止または軽減する方法で活動すべきであることに同意する。

●ブランドは、自らの影響力を行使して、自社のサプライヤーに上記の法律と文書を継続的に遵守させるよう努める。これには、いくつかある選択肢の中で特に、労働権を救済するためにブランドがサプライヤーまたは企業グループに対して残りの影響力を行使することが含まれる場合がある。

●ブランドは、自社のサプライチェーンでリスクに基づくデュー・ディリジェンスを実施し続け、ミャンマーの現在の状況において可能な限り、撤退計画実施中に工場レベルで労働者に対する既知のリスクを確認、防止、回避または軽減する。

●ブランドに対して行動規範の違反が指摘されたが、サプライヤーとのやりとりで容易に解決できない場合は、いくつかある選択肢の中で特に、他の活発なブランドとの協力によって、または関連する第三者およびサプライヤー工場の関与によって違反に取り組み、救済提供計画について合意すべく努める。

●ブランドは、実行可能な撤退計画が進展する中で、最低限として関連労働組合を含む関連サプライチェーン・パートナーとの開かれた連絡手段を維持する。

●ブランドはサプライヤーに対し、（i）労働者の契約の終了は絶対に必要な場合に限り行うこと、（ii）そのような場合には、例えばILO（注3）が作成した概要で説明されているように、現地の法律に従って手続きを進めることを明確にする。

注3）

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-yangon/documents/publication/wcms\_840699.pdf

●可能な限り、ブランドはサプライヤーに対し、契約終了の計画を事前に書面でブランドに通知し、ブランドが自社の行動規範に沿ってそれらを見直すとともに、撤退計画の詳細を更新できるようにすることを要求する。

●ブランドは、影響を受ける労働者全員に支払うべきすべての退職金および給付を含めて、工場別撤退計画の終わりに労働者への支払いの証拠を求める。

●労働者代表との協議が制限されている場合、ブランドは、最も利用しやすい効果的な方法で労働者に情報を伝える利用可能な最善の手段を探し求め、それについてサプライヤーと合意すべきである。

●ブランドの標準的な条件は、撤退期間を通して引き続き適用すべきである。

●ブランドの期待やミャンマーでのブランドの活動は、ミャンマーの同社チームで雇用される労働者、同社に代わって活動させるために契約した労働者、同社のサプライヤー工場で働く労働者に対するリスクを高めてはならない。

OECD指針に沿って、ブランドは撤退計画実施中、サプライチェーンの労働者向けの改善/救済へのアクセス提供を促進するために取り組み、可能な限り、引き続きサプライヤー工場が労働者の権利侵害に関与しないようにする。この意味で、侵害が確認された場合、サプライヤー工場は、ブランド、インダストリオール・グローバルユニオン、他の活発なブランドおよび他の関連する第三者の支援を受けて、それらの違反に対処すべく取り組む。これには、いくつかある選択肢の中で特に、労働権を救済するためにブランドがサプライヤーまたは企業グループに対して残りの影響力を行使することが含まれる場合がある。ブランドは、インダストリオール・グローバルユニオンを含む関連ステークホルダーと協力し、ミャンマーのサプライチェーンで影響を受けた労働者のために適用できる支援策を立案する。